

安全保障理事会決議 1897 (2009)

2009年11月30日、安全保障理事会第6226回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリア情勢に関する安保理の従前の諸決議、特に1814(2008)、1816(2008)、1838(2008)、1844(2008)、1846(2008)および1851(2008)を想起し、

船舶に対する海賊および海上武装強盗の行為が、ソマリアおよび同地域に対する人道援助の迅速、安全且つ効果的な引渡、国際航行および商業海上交通路の安全並びに国際法に従った漁業活動を含むその他の攻撃を受けやすい船舶に与える現在進行中の影響および海賊の脅威の範囲がインド洋西部にまで拡大していることにより深刻な懸念が継続し、

国際法に従った漁業を含む沖合の天然資源に関するソマリアの権利を含む、ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約(以下「条約」)に反映された国際法が、海賊行為および海上武装強盗並びにその他の海洋での活動と戦うための適用可能な法的枠組を規定していることを更に再確認し、

ソマリアにおける危機的状況、および海賊を阻止しまたは訴追を妨げていること若しくは国際的航路を含むソマリアの沿岸沖の水域およびソマリアの領水を巡回または安全を確保するための暫定連邦政府(TFG)の限定された能力を再び考慮し、

安保理の支援に対するTFGの安全保障理事会への謝意を表明し、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗と戦うために、他国および地域的機構とともに活動することを考慮するTFGの意志を表明し、決議1846(2008)および1851(2008)の条項がさらに12か月間更新されることを要請した2009年11月2日および9日のソマリア常駐代表発国際連合宛書簡を含む、同国沿岸沖の海賊行為に対抗するための国際的な支援を求めたTFGからの諸要請に留意し、

海賊を制圧し、ソマリアの沿岸沖を通過する攻撃を受けやすい船を守るための、欧州連合が2010年12月まで延長することを約束しているEUアタランテ作戦、北大西洋条約機構の保護同盟作戦および大洋の盾作戦、連合海上部隊の合同任務部隊151、TFGおよび相互に協力して国家の能力で行動する他国の取組を賞賛し、

拘束後の海賊容疑者の留置および訴追を促進するための能力および国内法制が限定され続けていることが、ソマリア沿岸沖の海賊に対するより強固な国際的活動を妨げてきたこと、およびある場合には、訴訟手続を維持する十分な証拠があるかどうかにかかわらずに、裁判することなしに海賊を釈放していることに至っていることに懸念をもって留意し 海賊行為の鎮圧に関する条約の規定に一致して、1988

年の海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約（SUA条約）が、刑事犯罪を引き起こす者、管轄権の設定、武力またはその脅威若しくはその他の脅迫の形態で船を奪取するかその制御を管理する責任を有するかまたはその疑いがある者の引渡の受諾について規定していることをくり返し表明し、加盟国が、その国内法の下で海賊行為を有罪とすること、および、適用可能な国際法に従って、適切な場合には、海賊容疑者の起訴を好意的に考慮することの必要性を強調し、

ケニアの国内裁判所で海賊容疑者を訴追するケニア共和国の努力を賞賛し、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）と調整して、ケニア、ソマリアおよびセイシェルズとイエメンを含む同地域の他の国家を支援し、適用可能な国際人権法に一致して、どこで拘束された海賊でも起訴後に第三国で訴訟または収監するための措置を講じるために、国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）および他の国際機関並びに援助供与国により提供された支援に感謝しつつ留意し、

ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の容疑者を効果的に起訴するための可能な追加的な手続を探求するCGPCS内の進行中の取組に留意し、

地方当局を含むソマリアの矯正制度の能力を向上させ、適用可能な国際人権法に一致して有罪判決を受けた海賊を収監するための努力を支援するUNODCおよびUNDPによる進行中の取組に感謝しつつ更に留意し、

インド洋西部およびアデン湾の船舶に対する海賊および武装強盗の鎮圧に関するジブチ行動規範の採択および国際海事機構（IMO）のジブチ規範信託基金（日本の発案で、複数の資金提供国による信託基金）、並びにCGPCSの国際信託基金支援イニシアティブの設立を歓迎し、海賊と戦い、同地域の水域を巡回し、疑わしい船を止め、海賊容疑者を起訴する能力を向上させる適切な規制および法的枠組を手がける署名国の取組を認識し、

ソマリア国内の平和と安定、国家機関の強化、経済および社会開発並びに人権および法の支配の尊重は、ソマリア沿岸沖の海における海賊行為および武装強盗の根絶を倍加するための条件を創設するために必要であることを強調し、また、ソマリアの長期間の平和は、ジブチ合意の枠内および国家治安戦略に一致した、TFGによる国家治安部隊およびソマリア警察部隊の効果的な開発にかかっていることを更に強調し、

ソマリア沖の海における海賊行為および武装強盗の事件は、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けているソマリアの事態を激化させていると認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. ソマリア沖の水域における船舶に対する海賊行為および武装強盗のあらゆる行為を非難し憂慮することをくり返し表明する。
2. 2008年11月20日のソマリア監視グループの報告（S/2008/769、55ページ）に含まれた、身代金

の高騰および決議 733 (1992) により設定された武器禁輸措置の履行の欠如が、ソマリア沖の海賊行為の増加を煽っているとの調査結果に安保理の懸念を再び留意し、全ての国家に対し、ソマリア監視グループと十分に協力することを求める。

3. そのようにする能力を有する国家および地域機関が、とりわけこの決議および国際法に一致して、海軍艦艇、武器および軍用航空機を展開し、ソマリア沖の海で海賊行為および武装強盗の犯罪に用いられるか、または、そのような使用を疑う十分な理由があるボート、船舶、武器およびその他の関連装備を押収し廃棄することを通して、ソマリア沖の海賊行為および武装強盗に対して戦うことへ参加するという、安保理の求めをくり返す。
4. I M O、旗国およびT F Gと協力して、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の活動を思いとどまらせるための調整を促進している C G P C S の活動を賞賛し、国家および国際機関に対しこれらの取組を支援し続けることを促す。
5. 国際法に従い、漁場を含む沖合の天然資源に関するソマリアの権利を承認し、国家および I M O を含む関係機関に対し、ソマリアおよび近隣の沿岸沖の海賊行為および海上武装強盗と戦うことを含む沿岸および海上の安全を確保するための能力を向上させるための技術的支援を、地方当局を含むソマリアおよび近隣沿岸諸国に対し要請に基づき、提供することを求め、これに関連して、C G P C S を通じた調整の重要性を強調する。
6. ソマリア沖の海賊と戦っているあらゆる国家および地域的機構に対し、法執行官を海賊を留置する意思を持つ諸国、とりわけ同地域の諸国、から乗船させるためにそのような諸国と特別協定または取極を締結すること、ソマリア領海において法執行官による第三国の管轄権の行使に対する T F G の事前の同意が得られていることおよびそのような協定または取極が S U A 条約の効果的な履行を害さないことを条件としてソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の活動に対する本決議のもとで実施された活動の結果として拘禁された人物の捜査および起訴を促進することを、要請する。
7. 加盟国に対し、海賊行為および海上武装強盗に対する戦いにおいて T F G と協力し続けることを奨励し、海賊行為および海上武装強盗を根絶することにおける T F G の第一の役割に留意し、T F G が事務総長に事前の通知を提供している、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに T F G と協力している国家および地域機関に対し与えられた、決議 1846 (2008) の第 10 項および決議 1851 (2008) の第 6 項に定められた権限をこの決議の日から 12 か月間更新することを決定する。
8. 本決議で更新された権限は、ソマリアにおける情勢に関してのみ適用され、その他のいかなる情勢に関しては条約のもとでの何らかの権利や義務を含む、国際法のもとでの加盟国の権利または義務若しくは責任に影響をあたえるものではないことを確認し、また、とりわけ確立した慣習国際法としては考慮されないことを強調し、また、このような権限は T F G の同意を伝える 2009 年 11 月 2 日および 6 日の書簡の受領後に生じたことを更に確認する。
9. 決議 733 (1992) の第 5 項により課せられまた決議 1425 (2002) の第 1 項および 2 項で詳述され

た措置は、上記第7項に従った措置に着手している加盟国および地域的機構の使用のみに向けられた武器および軍用装備、または決議1772(2007)の第11(b)および12項に定められた手続に従ってこれらの措置から免除された上記第5項に定められた目的のみのソマリアへの技術的支援の供給品には適用されないことを確認する。

10. 適切な措置を講じる協力国に対し、第7項の権限に従って各国がとる活動が、第三国の船舶の無害通航権を拒否または妨害の現実的な効果を及ぼさないことを確実にすることを要請する。
11. 加盟国に対し、TFGの要請および事務総長への通知で、海賊行為および海上武装強盗の犯罪行為を計画、促進または着手するためにソマリア領域を使用した者を裁判にかける、地方当局を含むソマリアの能力を強化するため、ソマリアを援助することを求め、本項に従って着手されたいかなる措置も適用可能な国際人権法に一致しなければならないことを強調する。
12. あらゆる国家、とりわけ旗国、港湾国および沿岸国、犠牲者並びに海賊行為および武装強盗の犯罪者の国籍国並びに国際法および国内法のもとで関連する管轄権をもつその他の国に対し、国際人権法を含む適用可能な国際法に従ってソマリア沖の海賊行為および武装強盗の行為に対し責任を有する人々の裁判、捜査および起訴に協力すること、司法当局に引き渡される全ての海賊が司法プロセスに従うことを確保し、および、本決議のもとで実行された活動の結果としての被害者および証人並びに勾留された人のような、諸国の管轄権や管理のもとにある人々に精神的物質的援助を提供することにより、その他の行動を含め、支援を与えることを求める。
13. この文脈において、その発案を支援する国際信託基金を設立する、CGPCSの決定を賞賛し、これに対して貢献する援助供与国を奨励する。
14. 条約およびSUA条約の当事国に対し、これらの条約および慣習国際法のもとでの関連義務を全面的に履行し、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の疑いがある者の訴追が成功するための司法的能力を構築するためUNODC、IMOおよび他国並びに他の国際機構と協力することを促す。
15. IMOによる、船舶に対する海賊および武装強盗を防止し鎮圧するためのIMOの勧告および指針の改正を歓迎し、海運および保険業と協力して仕事を行う国家およびIMOに対し、ソマリア沖の水域を航海している時に攻撃の脅威または攻撃を受けた際にとる回避、逃避および防衛の最善の実行と助言を発展させ又履行し続けることを促し、また国家に対し、海賊行為または海上武装強盗の実行若しくは未遂または捕虜から釈放された後直ちに寄った最初の港で、その国民および船舶に適切な裁判で用いられるための捜査を可能とさせることを更に促す。
16. TFGと協力する国家および地域的機構に対し、上記第7項で与えられた権限の行使で取られた行動の進展を9か月以内に安全保障理事会と事務総長に報告することを要請し、CGPCSを通じて貢献している全ての国家に対し、ソマリアおよび同地域の他の国を含むソマリア沖の海賊行為に対して戦い、海賊行為を捜査し起訴する管轄権および協力関係を設けるための努力について同様の期限までに報告することを更に要請する。

17. 事務総長に対し、本決議の採択から 11 か月以内に、この決議の履行およびソマリア沖の海賊行為および武装強盗に関する情勢について、安全保障理事会に報告することを要請する。
18. IMO の事務局長に対し、海賊行為および武装強盗に関する情勢についての、現存する二国間や地域的な協力協定を十分に考慮して、あらゆる影響を受ける沿岸諸国の合意により彼の注意が喚起された事件の主要部分を安全保障理事会に説明することを求める。
19. 情勢を再検討し、TFG の要請に基づいて追加的な期間上記第 7 項で与えられた権限を更新することを、適切な場合には、考慮する安保理の意図を表明する。
20. この問題に引き続き取り組むことを決定する。